

改正前	改正後
<p>(運営協議会) 第6条 略 2 略 3 運営協議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員<u>6人</u>以内をもって組織する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 成年後見制度の専門的な知識を有する者 (3) 高齢者、障がい者等の相談支援に携わる者</p>	<p>江別市後見実施機関の設置及び事業の実施に関する要綱の一部を改正する要綱 令和3年3月31日 江別市長 三 好 昇 (運営協議会) 第6条 略 2 略 3 運営協議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員<u>8人</u>以内をもって組織する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 成年後見制度の専門的な知識を有する者 (3) 高齢者、障がい者等の相談支援に携わる者 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。 (委員の任期の特例) 2 この要綱の施行の日から令和3年10月31日までの間に委嘱される委員（補欠委員を除く。）の任期は、改正後の第6条第4項の規定にかかわらず、委嘱の日から令和3年10月31日までとする。</p>